

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年度第22回（定例会）

署名人 本 仲 範 男

委員長 神 村 洋 子

開催日時 平成29年3月17日（金）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時15分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議事日程 ※日程1は非公開案件に該当

- | | |
|---|-----------|
| 1 報告 幼稚園教諭人事（採用）に関する教育長の専決について | 【こども政策課】 |
| 2 議案第29号 那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について | 【市民スポーツ課】 |
| 3 議案第30号 那覇市スポーツ推進審議会への諮問について | 【市民スポーツ課】 |
| 4 議案第31号 那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則制定について | 【学校教育課】 |
| 5 議案第32号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について | 【学校教育課】 |

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、伊禮道子主査

（市民スポーツ課）宇根克課長、上原善英主幹、仲村海主事

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

（学校教育課）武富剛課長、上江洲寛副参事、野原洋子指導主事、宮平佳樹主任主事

【こどもみらい部】末吉正幸副部長（こども政策課長兼務）、玉城亜希巳主査

会議録作成（総務課）幸地英子主査

神村委員長 平成28年度第22回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いいたします。本日の日程1については人事に関する案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということであります。日程1については非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長 非公開を解きます。次に移りたいと思います。議案第29号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。伊良皆部長、お願いいたします。

伊良皆部長 議案第29号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、那覇市スポーツ推進審議会委員を別紙のとおり委嘱する。平成29年3月17日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市スポーツ推進審議会委員の任期満了により、スポーツ基本法第31条及び那覇市スポーツ推進審議会条例第3条第3項の規定に基づき、委員を委嘱するので、この案を提出する。次ページ以降の名簿等につきましては、市民スポーツ課でご説明いたします。

神村委員長 はい、課長、お願いいたします。

宇根課長 市民スポーツ課です。スポーツ推進審議会条例が3ページにございますけれども、第2条に「審議会は、以下の事項について調整審議する」となっています。この1番目がスポーツ推進計画に関することということで、今回、提出いたしました。第3条です。「審議会は10人以内の正委員で組織する。」構成に関しまして、(1)学識経験者、(2)スポーツ関係者、(3)経済団体関係者(4)その他教育委員会が必要と認める者となっています。1ページにお戻りいただきまして、今回委員を委嘱いたしますけれども、計7名の委員を委嘱する予定となっています。1番の土地委員が再任、3期目となっています。学識経験者ということでお願いすることになっています。2番の砂川 力也委員、学識経験者で新任でございます。3番の翁長 きさえ委員は、スポーツ関係者ということでお願いいたします。那覇市体育協会の副会長をしております。4番の栗栖 香代子委員是那覇市スポーツ推進協議会の会長をいたしております。今回が3期目となります。5番の喜納 正幸委員は新規でございます。那覇市スポーツ推進関係者、沖縄県健康づくり財団の運動指導士をされております。6番の宮城 諤委員は再任でございます。経済団体関係者で3期目となっております。7番の新垣 隆顕委員も再任で2期目です。同じく経済団体関係者で、沖縄県税理士会理事をされております。以上です。

神村委員長 では、この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員 1 ページ目の表と、2 ページ下の委員名簿ですけど、翁長さんは、2 ページ委員名簿ではスポーツ少年団と書いてあって、来栖さんは2 ページ委員名簿では、体育協会理事と書いてありますけど、これはどちらが正しいですか。1 ページ目は翁長さんが体育協会副会長となっています。

伊良部部長 ただ今の、饒波委員のご質問の件でございますけれども、委員名簿の備考欄に※印で記載されている部分かと思いますが、この部分につきましては、指定管理者選定時における業績事項の対象となる委員の説明となっておりますので、今回の委員委嘱の直接的な部分ではございません。

饒波委員 そうすると、来栖さんは那覇市体育協会の理事、翁長さんは那覇市体育協会の副会長ということですね。わかりました。

宇根課長 来栖さんは那覇市スポーツ推進協議会の会長ということでございます。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 今回はお二人が新しくなられたということですよ。2 ページ目の表の2 番目の金城 博文さん、この方は2 年で終えられたのですか。

宇根課長 平成24 年度から2 期目です。

本仲委員 2 期務められて、2 期4 年で終わったということですか。今回はご本人からの希望ですか。

宇根課長 今回もご本人にお願いしたところですけども、新しい方をということで、砂川委員を推薦していただきました。

本仲委員 学識経験者ということで、砂川さんが金城さんの代わりに新しく就任するということですね。

神村委員長 はい、どうぞ。

比嘉委員 2 ページ目の下6 番、7 番の経営者協会、税理士会より推薦とありますが、これはいくつかの団体に推薦をするようにという告示をされてのものですか、それとも経営者協会と税理士会と決まっている部分ですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

上原主幹 宮城委員については経営者協会にお願いをしたということです。新垣委員については税理士からということで税理士協会の税理士会に推薦依頼をしたということです。

比嘉委員 その会に直接お願いをしたということですね。

神村委員長 はい、ほかにございませんか。はい、どうぞ。

上原主幹 すみません。1 ページ1 番の上地 幸市委員ですが、人文学部国際コミュニケーション学科教員とありますが教授の間違いです。訂正をお願いいたします。

神村委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。はい、では議案第29 号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということであります。議案第29号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は議決いたしました。

では続いていきます。議案第30号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」を議題といたします。では提案をお願いします。

伊良皆部長 議案第30号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」、那覇市スポーツ推進審議会へ別紙のとおり諮問する。平成29年3月17日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 これまで「スポーツ振興法」に基づき「那覇市スポーツ振興基本計画」(平成18年～平成27年)を策定し、スポーツ振興に取り組んできたが、今後、スポーツ基本法第10条に基づき、市民がスポーツレクリエーションを楽しみ、健康で明るく生活ができるまちづくりを推進するための「那覇市スポーツ推進計画」を策定する必要がある。当該計画を策定するにあたって、スポーツ基本法第31条及び那覇市スポーツ推進審議会条例第2条第1号の規定に基づき、那覇市スポーツ推進審議会に諮問を行うため、この議案を提出するものであります。1ページ以降は市民スポーツ課でご説明いたします。

神村委員長 はい、どうぞ。

宇根課長 1ページにこちらからの諮問文が載せてあります。那覇市スポーツ推進審議会様
那覇市教育委員会 委員長 神村 洋子。「那覇市スポーツ推進計画について(諮問)」。那覇市スポーツ推進審議会条例第2条第1号に基づき、下記の事項について諮問します。1、諮問事項 那覇市スポーツ推進計画について 2、諮問理由 本市ではこれまで、市民一人一人がそれぞれのライフステージでスポーツを楽しむことが出来るよう、市民との協働を基に、市民スポーツや競技スポーツ・学校スポーツなどの生涯スポーツに関する「那覇市スポーツ振興基本計画」(平成18年～平成27年)を策定し、スポーツ振興に取り組んできたところである。今後の市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康で明るく生活ができるまちづくりを推進するため、生涯スポーツ社会の実現に向けた長期的かつ総合的な計画として、計画期間を10年間とする那覇市スポーツ推進計画を策定する必要があるため、諮問するものである。3、答申時期 平成30年1月下旬となっています。次がこのスケジュールとなっております。今年度中、来週ですけれども、3月23日にスポーツ推進審議会を開きまして、諮問をする予定となっております。平成29年度に入りまして4月に補助事業者、委託業者を選んで委託しまして、現在の那覇市の課題、アンケート、それから関係団体へのヒアリング等を通しまして、課題と対策を洗い出していきたいと考えています。以下、このスケジュールの基になっておりまして、4月下旬には教育委員会への答申を受けまして、2月に計画の決定とする予定となっております。以上です。

神村委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。内容的にこれまでのこの平成18年～平成27年でしたか、それまでと大

きく変わるという予想をされている事柄もありますか。

宇根課長 前回のものがこちらの「スポーツ振興基本計画」となっておりますけれども、大きな差はございません。ただ、平成24年の3月でしたか、国が示しました「スポーツ推進計画」がありますけれども、それにならって基本的には子どものスポーツ機会の充実、それからライフステージに応じたスポーツ活動の推進、それから住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備といったものを骨子として新たに推進計画をまとめるという形になると思われます。

神村委員長 特に那覇市教育委員会が独自にこれを強調したいとかというのがありますか。

宇根課長 子どものスポーツ機会の件ですけれども、沖縄県、那覇市もそうなんですけれども、体格的に見ても体力・身長が低いというところがございますので、学校教育と連携したそういった底上げみたいなものに力を入れる必要があるかとは考えております。

神村委員長 はい、わかりました。はい、どうぞ。

本仲委員 この計画策定補助事業者というものに募集をかけてプレゼンテーションをして、それで選定して決定していこうと、その途中でまた、教育委員会への進捗状況についても説明があるわけですね。この計画策定補助事業者というのはどんなところですか。

上原主幹 基本計画の策定補助事業者は、コンサルタントの業者を予定しております。

本仲委員 例年応募しているところは、数ヶ所、複数ヶ所ありますか。

上原主幹 すみません、これは10年ぶりの計画策定ということになるので、多分、何ヶ所かはあると思いますが、どれだけ来るかは、今のところはわかりません。

神村委員長 はい、どうぞ。

伊良皆部長 前回のスポーツ振興基本計画ですが、この策定の部分については、事務局である程度素案固めをしながら、なおかつ、当時のスポーツ振興審議会委員の方々と共にこの素案を作り上げたということを伺っております。ですから今回の補助事業者としてのものについては、今回が初めてになるかと思います。

神村委員長 ほかにございますか。はい、どうぞ。

伊良皆部長 先程の件ですけど、那覇市の独自性という面では、少し質は異なるかと思いますが、第一次那覇市教育振興基本計画を議会で審議をしていく中で、議会サイドからはこの新たなスポーツ推進計画については、障がい者の部分についてもしっかりと取り組んでもらいたい、というふうな申し入れはございました。

神村委員長 少し勉強不足かもしれませんが、例えば浦添市がハンドボール王国で、那覇市もそういうものを持ち合わせていましたか。那覇市の独自性は何でしょうか。

宇根課長 そうですね。今、体育館床面の強化を行っていますけれども、バスケットとバレーボール、トップレベルの選手たちのスポーツにも耐えられるようなタイル構造への強化が、メインアリーナについては3月で完成いたしました。次年度はサブアリーナのほうを重荷重対応の床に張り替えるということになっております。それでバスケット

とそれからバレーボール、トップクラスの試合が招致できたら良いかと考えております。

神村委員長 わかりました。はい、ほかにございますか。よろしいですか。では議案第30号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」は原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。議案第30号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」は議決いたしました。

神村委員長 はい、では次に参りたいと思います。議案第31号「那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則制定について」を議題といたします。黒木部長、お願いいたします。

黒木部長 議案第31号「那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則制定について」、那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。平成29年3月17日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 学校教育法施行令の一部改正に伴い就学先を決定するにあたり、認定就学者を認定する必要がなくなり、那覇市認定就学者の認定に関する規則(平成14年那覇市教育委員会規則第18号)を廃止するため、この案を提出する。説明は学校教育課が行います。

神村委員長 はい、武富課長、お願いいたします。

武富課長 お手元の資料、1ページをお願いします。「那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則」、那覇市認定就学者の認定に関する規則(平成14年那覇市教育委員会規則第18号)は、廃止する。3ページですが、学校教育法施行令の一部を改正する政令の概要ということで少し説明をしたいと思います。趣旨としまして、趣旨の上から4行目の「」の中ですが、少し読み上げたいと思います。「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言が出され、この学校教育法施行令が一部改正されております。2ページが改正前と改正後です。図であらわしてしております。上が改正前になっておりますが、この下の説明書きが一部改正の内容となっております。読み上げたいと思います。「視覚障がい者等(視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者で、その障がいと同令第22条の3の表に規定する程度の者をいう。)」について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学する。」これまでは例外的に認定就学者として小中学校へ就学するとありました。これが改正後は、この図の中央の四角の中に書いてありますが、「本人・保護者の意見を最大限尊重(可能な限りその意向を

尊重) し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、市町村教育委員が最終決定する」となっております。資料の5ページをお願いします。この5ページの資料は学校教育法施行令の新旧比較となっております。右側が改正前、左側が改正後となっております。改正後は、下の二つについて削除となっております。資料の6ページと7ページをお願いします。今回、廃止された「那覇市認定就学者の認定に関する規則」、教育委員会規則第18号の内容にもなっております。以上、宜しくお願いします。

神村委員長 はい、この件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この改正前と改正後を読んで理解していくと、今現在のものが、より明文化されたような感じがします。例えば、原則的には特別支援学校に行くべきであるけれども、本人や保護者の教育ニーズで普通学校に行って健常者と一緒に学ばせると、そういったところが今現在でも実施されているわけですね。改正後の内容は、こういうことを言っているということですね。

武富課長 はい、神村委員長。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 これまでは、例外的として認定就学委員会にかけてという形で、実際には今、本仲委員がおっしゃった形でこれまでもやっている内容だと思います。

本仲委員 そういう理解で良いのかどうか、確認でした。今までは例外的だったわけですね。これはインクルーシブ教育の観点からの方向性ですね。僕らが現場に居る時には、インクルーシブ教育ということで最初は非常に戸惑いましたが、よくよく考えてみるとやはりそうかなと思いました。はい、わかりました。

神村委員長 はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 改正後の資料、中央の斜のかかった部分の文言4行ありますけれど、少し引っかかるのは、最後の部分に「原則とし、市町村教委が最終決定をする」とあります。最終決定をした結果、図の下の方支援学校に行かない者、図の上の方県に提出するほうですね。これは最終決定であるけれど、県に提出したもので、県はそれを該当か非該当か、非該当はもう戻すと、文言的には市町村教委が最終決定という表現をしながら、県に提出したら更にそこで振り分けられるということがあるので、これは最終決定と言えるのかどうか。この表現がね。「原則として県に報告する」とか「県に申請する」とか、そういった表現になるのではないかと思います。この時にはまだ最終決定ではないですね。どんな感じですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 那覇市の就学支援委員会で最終的判断をして、それを県に提出し、県で判断するということになります。

渡慶次教育長 結局、この特別支援学校に行くか、小中学校に行くかというのは、あくまでも最終的には、県の教育委員会が最終決定ということになるわけよね。那覇市の教育委員会の、資料の四角の中で行う言葉遣いとして、これは少し違和感があるかなという感じがします。最終決定はこの段階ではなくて、「県に報告する内容をこの決定にした」ということになる。この図にある表現はどこかにあるものですか。那覇市が考えたものですか。国の通知等にこの文言が書かれているわけですか。

野原指導主事 国の通知等にある文言です。

神村委員長 市町村教委となっているわけですね。

武富課長 休憩をお願いします。

神村委員長 休憩いたします。

休憩

再開

神村委員長 再開いたします。武富課長、お願いいたします。

武富課長 この市町村教育委員会の最終的決定につきましては、那覇市就学支援委員会の判断を受けて、那覇市教育委員会としての最終決定ということであります。

神村委員長 ほかにございますか。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 今の話と重なるかもしれませんが、3ページの趣旨を見ますと、「総合的な観点から」という説明は、真ん中の部分の記載に「障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校と地域の状況」という、いろんな考えるべき事項が羅列されていますけれども、2ページのこの図を見ると、先程、渡慶次教育長が指摘されたこの4行ですね。この4行は国が出している図と同じ全く言葉ですよ。ここを読むと、先程挙げたこの総合的観点から配慮すべき事項がありましたが、その中で「本人・保護者の意見を最大限尊重」と書いてあります。これはやはり本人と保護者の意見を最大限尊重するように、というような法令の趣旨ですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 本人と保護者の意見を最大限にということが基本だと思います。

饒波委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

神村委員長 ほかにございますか。はい、どうぞ。

饒波委員 もう一つお願いします。今回、こちらの規則が廃止されますけれども、新たなこの支援委員会の規則みたいのものは作りますか。

武富課長 学校教育法施行令の一部改正を受けまして、那覇市教育委員会でも、就学指導委員会規則の一部を改正する規則を新しく作っております。

神村委員長 はい、ほかにございますか。どうぞ。

饒波委員 4ページですけれども、この決定の見直しは、小学校・中学校に上がる時に1度見直しするようにと書いてありますが、那覇市は独自にそのほかの段階で見直しするよ

うな機会がありますか。予定というか。

武富課長 休憩をお願いします。

神村委員長 休憩します。

休憩

再開

神村委員長 再開します。はい、どうぞ。

武富課長 そのとおりであります。6年生から中学生になる場合も、就学支援委員会にかけて、また各学年においても、進級する前にはその中で県の方針等を踏まえながら検討しております。

神村委員長 はい、どうぞ、本仲委員。

本仲委員 要望ですが、こうあれば良いなと思いますけど、1年間かけてこの特別支援学級とか、あるいは特別支援学校に行くわけですが、これがもし学年の途中からでも出来るようなシステムがあれば、凄く良いなと思いますね。学校現場からするとこういうシステムが作れないかなと思います。

渡慶次教育長 最近事例がありましたよね。結局はまた、次の就学支援指導委員会に諮らないと、また来年度から、ということしか出来ないわけよね。この辺は本仲委員が言ったように、やはりこの子の状況、実情を考えたときには、途中からでも対応できるようなシステムがあったほうが良いかなと思いますね。

本仲委員 また逆もありますよね。子どもはそういう状況だという、保護者の理解を得られない場合には、例えば通級指導があれば通って、保護者にその様子を見てもらい、理解を得るということもあるわけですよ。だから途中からこのように移動できるようなシステムがあると、非常にいいと思いますね。

神村委員長 今、要望という形でお話をされていますので、自由にお話をして良かったと思います。ほかにございますか。一つよろしいですか。前から統合教育という形に移りつつありましたから、那覇市としては、特にインクルーシブ教育が入ってきたということで、障がいを抱えた子どもさんが普通学校に入ってくる率が多いのか、それから特別支援学校に希望する子が多いのか、この辺完全なデータではなくてもよろしいので、傾向として今どういうふうになっているか、現場の傾向として少しお話が出来たらお願いします。どうぞ。

野原指導主事 今年度は那覇市就学支援委員会で特別支援学校が望ましいと判断したお子さんの内、8名が通常の小中学校に希望し、委員会から保護者あて合意形成に向けての話し合いを行い、通常の小中学校へ入学することになりました。他の35名については特別支援学校への就学となっております。

神村委員長 わかりました。ほかにございますか。よろしいでしょうか。では議案第31号「那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則制定について」は原案のとおりで

異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことですので、議案第31号「那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則制定について」は議決いたしました。

よろしいですか。では続きまして、議案第32号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。黒木部長、お願いいたします。

黒木部長 議案第32号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成29年3月17日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市就学支援委員会規則(昭和52年那覇市教育委員会規則第3号)の改正に伴い、那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。説明は学校教育課で行います。

神村委員長 武富課長、お願いいたします。

武富課長 休憩をお願いします。

神村委員長 休憩します。

休憩

再開

神村委員長 では、武富課長、お願いいたします。

武富課長 「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」、那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。改正前は附属機関の名称が「那覇市就学指導委員会」でしたが、改正後はこの名称が「那覇市就学支援委員会」に変わっております。以上でございます。

神村委員長 この件につきまして、何かございますか。よろしいでしょうか。では議案第32号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は議案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということであります。議案第32号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は議決致しました。以上を持ちまして平成28年度第22回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

議案第29号	那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第30号	那覇市スポーツ推進審議会への諮問について	原案どおり可決
議案第31号	那覇市認定就学者の認定に関する規則を廃止する規則制定について	原案どおり可決
議案第32号	那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決